

● 給与所得の源泉徴収税額表・月額表、日額表	2
● 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	18
● 源泉徴収のための退職所得控除額の表	20
● 扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表	22
● 年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表	24
● はじめて源泉徴収事務を担当する方への主な用語の早わかり一覧表	67
● 給与計算の手順とチェックポイント	《折込表その1》
● 給与所得の税額表の適用区分	《折込表その2》
● 税額表の適用欄の求め方の例示	《折込表その2》
● 厚生年金保険・雇用保険の料額(率)表等	《折込表その2(裏)》
● 健康保険標準報酬月額保険料額表	《折込表その3》

## 解説(計算例) 目次

第1 源泉所得税の改正のあらまし	71
第2 源泉徴収制度のあらまし	77
第3 源泉徴収のために使う税額表等について	82
第4 月額表の見方・使い方	84
第5 日額表の見方・使い方	97
第6 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の見方・使い方	100
第7 退職所得の源泉徴収税額の求め方	111
第8 年末調整	131
第9 パートタイマー、アルバイトの源泉徴収	153
第10 機械計算による税額等の計算方法	161

## 一覧式17大付録

1 現物給与・特殊な給与の取扱い	173
2 源泉徴収における諸控除の取扱い	184
3 給与所得者が給与の支払者に提出する各種申告書など	207
4 報酬・料金などに対する源泉徴収	211
5 非居住者又は外国法人に支払う所得に対する源泉徴収	228
6 利子に対する課税関係	234
7 勤務先預金の利子に対する課税関係	237
8 勤労者財産形成住宅貯蓄の利子等に対する課税関係	240
9 勤労者財産形成年金貯蓄の利子等に対する課税関係	245
10 配当に対する課税関係	248
11 公的年金等の課税関係と源泉徴収	256
12 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等の源泉徴収	260
13 災害を受けた給与所得者に対する救済方法	264
14 給与の支払を受ける人の確定申告	266
15 住民税の徴収の方法	271
16 はじめての人にもよくわかる源泉徴収実務問答	285
17 労働・社会保険料の計算と納付方法	295

月額表 2

日額表 10

賞与の表 18

源泉徴収のための  
退職所得控除額の表 20

各種控除額の  
合計額の早見表 22

給与所得金額の  
算出表 24

所得税額の速算表 33

退職所得に係る  
住民税の特別徴収  
税額早見表 34

用語の  
早わかり一覧表 67

(注) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて納付しなければならないこととされました。

この源泉徴収税額表の税額には復興特別所得税相当額が含まれています。

本書は、令和5年4月30日現在の法令等によっています。

月額表

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶養親族等の数									
以上未済		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
88,000	円未済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300
93,000	94,000	390	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300
94,000	95,000	440	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300
95,000	96,000	490	0	0	0	0	0	0	0	0	3,400
96,000	97,000	540	0	0	0	0	0	0	0	0	3,400
97,000	98,000	590	0	0	0	0	0	0	0	0	3,500
98,000	99,000	640	0	0	0	0	0	0	0	0	3,500
99,000	101,000	720	0	0	0	0	0	0	0	0	3,600
101,000	103,000	830	0	0	0	0	0	0	0	0	3,600
103,000	105,000	930	0	0	0	0	0	0	0	0	3,700
105,000	107,000	1,030	0	0	0	0	0	0	0	0	3,800
107,000	109,000	1,130	0	0	0	0	0	0	0	0	3,800
109,000	111,000	1,240	0	0	0	0	0	0	0	0	3,900
111,000	113,000	1,340	0	0	0	0	0	0	0	0	4,000
113,000	115,000	1,440	0	0	0	0	0	0	0	0	4,100
115,000	117,000	1,540	0	0	0	0	0	0	0	0	4,100
117,000	119,000	1,640	0	0	0	0	0	0	0	0	4,200
119,000	121,000	1,750	120	0	0	0	0	0	0	0	4,300
121,000	123,000	1,850	220	0	0	0	0	0	0	0	4,500
123,000	125,000	1,950	330	0	0	0	0	0	0	0	4,800
125,000	127,000	2,050	430	0	0	0	0	0	0	0	5,100
127,000	129,000	2,150	530	0	0	0	0	0	0	0	5,400
129,000	131,000	2,260	630	0	0	0	0	0	0	0	5,700
131,000	133,000	2,360	740	0	0	0	0	0	0	0	6,000
133,000	135,000	2,460	840	0	0	0	0	0	0	0	6,300
135,000	137,000	2,550	930	0	0	0	0	0	0	0	6,600
137,000	139,000	2,610	990	0	0	0	0	0	0	0	6,800
139,000	141,000	2,680	1,050	0	0	0	0	0	0	0	7,100
141,000	143,000	2,740	1,110	0	0	0	0	0	0	0	7,500
143,000	145,000	2,800	1,170	0	0	0	0	0	0	0	7,800
145,000	147,000	2,860	1,240	0	0	0	0	0	0	0	8,100
147,000	149,000	2,920	1,300	0	0	0	0	0	0	0	8,400
149,000	151,000	2,980	1,360	0	0	0	0	0	0	0	8,700
151,000	153,000	3,050	1,430	0	0	0	0	0	0	0	9,000
153,000	155,000	3,120	1,500	0	0	0	0	0	0	0	9,300
155,000	157,000	3,200	1,570	0	0	0	0	0	0	0	9,600
157,000	159,000	3,270	1,640	0	0	0	0	0	0	0	9,900
159,000	161,000	3,340	1,720	100	0	0	0	0	0	0	10,200
161,000	163,000	3,410	1,790	170	0	0	0	0	0	0	10,500
163,000	165,000	3,480	1,860	250	0	0	0	0	0	0	10,800
165,000	167,000	3,550	1,930	320	0	0	0	0	0	0	11,100

「扶養控除等申告書」を提出している人について使用

「扶養控除等申告書」を提出しない人について使用

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	
以上	未満	税額									税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
167,000	169,000	3,620	2,000	390	0	0	0	0	0	0	11,400
169,000	171,000	3,700	2,070	460	0	0	0	0	0	0	11,700
171,000	173,000	3,770	2,140	530	0	0	0	0	0	0	12,000
173,000	175,000	3,840	2,220	600	0	0	0	0	0	0	12,400
175,000	177,000	3,910	2,290	670	0	0	0	0	0	0	12,700
177,000	179,000	3,980	2,360	750	0	0	0	0	0	0	13,200
179,000	181,000	4,050	2,430	820	0	0	0	0	0	0	13,900
181,000	183,000	4,120	2,500	890	0	0	0	0	0	0	14,600
183,000	185,000	4,200	2,570	960	0	0	0	0	0	0	15,300
185,000	187,000	4,270	2,640	1,030	0	0	0	0	0	0	16,000
187,000	189,000	4,340	2,720	1,100	0	0	0	0	0	0	16,700
189,000	191,000	4,410	2,790	1,170	0	0	0	0	0	0	17,500
191,000	193,000	4,480	2,860	1,250	0	0	0	0	0	0	18,100
193,000	195,000	4,550	2,930	1,320	0	0	0	0	0	0	18,800
195,000	197,000	4,630	3,000	1,390	0	0	0	0	0	0	19,500
197,000	199,000	4,700	3,070	1,460	0	0	0	0	0	0	20,200
199,000	201,000	4,770	3,140	1,530	0	0	0	0	0	0	20,900
201,000	203,000	4,840	3,220	1,600	0	0	0	20	0	0	21,500
203,000	205,000	4,910	3,290	1,670	0	0	0	0	0	0	22,200
205,000	207,000	4,980	3,360	1,750	130	0	0	0	0	0	22,700
207,000	209,000	5,050	3,430	1,820	200	0	0	0	0	0	23,300
209,000	211,000	5,130	3,500	1,890	280	0	0	0	0	0	23,900
211,000	213,000	5,200	3,570	1,960	350	0	0	0	0	0	24,400
213,000	215,000	5,270	3,640	2,030	420	0	0	0	0	0	25,000
215,000	217,000	5,340	3,720	2,100	490	0	0	0	0	0	25,500
217,000	219,000	5,410	3,790	2,170	560	0	0	0	0	0	26,100
219,000	221,000	5,480	3,860	2,250	630	0	0	0	0	0	26,800
221,000	224,000	5,560	3,950	2,340	710	0	0	0	0	0	27,400
224,000	227,000	5,680	4,060	2,440	830	0	0	0	0	0	28,400
227,000	230,000	5,780	4,170	2,550	930	0	0	0	0	0	29,300
230,000	233,000	5,890	4,280	2,650	1,040	0	0	0	0	0	30,300
233,000	236,000	5,990	4,380	2,770	1,140	0	0	0	0	0	31,300
236,000	239,000	6,110	4,490	2,870	1,260	0	0	0	0	0	32,400
239,000	242,000	6,210	4,590	2,980	1,360	0	0	0	0	0	33,400
242,000	245,000	6,320	4,710	3,080	1,470	0	0	0	0	0	34,400
245,000	248,000	6,420	4,810	3,200	1,570	0	0	0	0	0	35,400
248,000	251,000	6,530	4,920	3,300	1,680	0	0	0	0	0	36,400
251,000	254,000	6,640	5,020	3,410	1,790	170	0	0	0	0	37,500
254,000	257,000	6,750	5,140	3,510	1,900	290	0	0	0	0	38,500
257,000	260,000	6,850	5,240	3,620	2,000	390	0	0	0	0	39,400
260,000	263,000	6,960	5,350	3,730	2,110	500	0	0	0	0	40,400
263,000	266,000	7,070	5,450	3,840	2,220	600	0	0	0	0	41,500
266,000	269,000	7,180	5,560	3,940	2,330	710	0	0	0	0	42,500
269,000	272,000	7,280	5,670	4,050	2,430	820	0	0	0	0	43,500
272,000	275,000	7,390	5,780	4,160	2,540	930	0	0	0	0	44,500
275,000	278,000	7,490	5,880	4,270	2,640	1,030	0	0	0	0	45,500
278,000	281,000	7,610	5,990	4,370	2,760	1,140	0	0	0	0	46,600
281,000	284,000	7,710	6,100	4,480	2,860	1,250	0	0	0	0	47,600
284,000	287,000	7,820	6,210	4,580	2,970	1,360	0	0	0	0	48,600
287,000	290,000	7,920	6,310	4,700	3,070	1,460	0	0	0	0	49,700

「扶養控除等申告書」を提出している人について使用

「扶養控除等申告書」を提出しない人について使用

その月の社会保 除料等控除後の 給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
290,000	293,000	8,040	6,420	4,800	3,190	1,570	0	0	0	50,900	
293,000	296,000	8,140	6,520	4,910	3,290	1,670	0	0	0	52,100	
296,000	299,000	8,250	6,640	5,010	3,400	1,790	160	0	0	52,900	
299,000	302,000	8,420	6,740	5,130	3,510	1,890	280	0	0	53,700	
302,000	305,000	8,670	6,860	5,250	3,630	2,010	400	0	0	54,500	
305,000	308,000	8,910	6,980	5,370	3,760	2,130	520	0	0	55,200	
308,000	311,000	9,160	7,110	5,490	3,880	2,260	640	0	0	56,100	
311,000	314,000	9,400	7,230	5,620	4,000	2,380	770	0	0	56,900	
314,000	317,000	9,650	7,350	5,740	4,120	2,500	890	0	0	57,800	
317,000	320,000	9,890	7,470	5,860	4,250	2,620	1,010	0	0	58,800	
320,000	323,000	10,140	7,600	5,980	4,370	2,750	1,130	0	0	59,800	
323,000	326,000	10,380	7,720	6,110	4,490	2,870	1,260	0	0	60,900	
326,000	329,000	10,630	7,840	6,230	4,610	2,990	1,380	0	0	61,900	
329,000	332,000	10,870	7,960	6,350	4,740	3,110	1,500	0	0	62,900	
332,000	335,000	11,120	8,090	6,470	4,860	3,240	1,620	0	0	63,900	
335,000	338,000	11,360	8,210	6,600	4,980	3,360	1,750	130	0	64,900	
338,000	341,000	11,610	8,370	6,720	5,110	3,480	1,870	260	0	66,000	
341,000	344,000	11,850	8,620	6,840	5,230	3,600	1,990	380	0	67,000	
344,000	347,000	12,100	8,860	6,960	5,350	3,730	2,110	500	0	68,000	
347,000	350,000	12,340	9,110	7,090	5,470	3,850	2,240	620	0	69,000	
350,000	353,000	12,590	9,350	7,210	5,600	3,970	2,360	750	0	70,000	
353,000	356,000	12,830	9,600	7,330	5,720	4,090	2,480	870	0	71,100	
356,000	359,000	13,080	9,840	7,450	5,840	4,220	2,600	990	0	72,100	
359,000	362,000	13,320	10,090	7,580	5,960	4,340	2,730	1,110	0	73,100	
362,000	365,000	13,570	10,330	7,700	6,090	4,460	2,850	1,240	0	74,200	
365,000	368,000	13,810	10,580	7,820	6,210	4,580	2,970	1,360	0	75,200	
368,000	371,000	14,060	10,820	7,940	6,330	4,710	3,090	1,480	0	76,200	
371,000	374,000	14,300	11,070	8,070	6,450	4,830	3,220	1,600	0	77,100	
374,000	377,000	14,550	11,310	8,190	6,580	4,950	3,340	1,730	100	78,100	
377,000	380,000	14,790	11,560	8,320	6,700	5,070	3,460	1,850	220	79,000	
380,000	383,000	15,040	11,800	8,570	6,820	5,200	3,580	1,970	350	79,900	
383,000	386,000	15,280	12,050	8,810	6,940	5,320	3,710	2,090	470	81,400	
386,000	389,000	15,530	12,290	9,060	7,070	5,440	3,830	2,220	590	83,100	
389,000	392,000	15,770	12,540	9,300	7,190	5,560	3,950	2,340	710	84,700	
392,000	395,000	16,020	12,780	9,550	7,310	5,690	4,070	2,460	840	86,500	
395,000	398,000	16,260	13,030	9,790	7,430	5,810	4,200	2,580	960	88,200	
398,000	401,000	16,510	13,270	10,040	7,560	5,930	4,320	2,710	1,080	89,800	
401,000	404,000	16,750	13,520	10,280	7,680	6,050	4,440	2,830	1,200	91,600	
404,000	407,000	17,000	13,760	10,530	7,800	6,180	4,560	2,950	1,330	93,300	
407,000	410,000	17,240	14,010	10,770	7,920	6,300	4,690	3,070	1,450	95,000	
410,000	413,000	17,490	14,250	11,020	8,050	6,420	4,810	3,200	1,570	96,700	
413,000	416,000	17,730	14,500	11,260	8,170	6,540	4,930	3,320	1,690	98,300	
416,000	419,000	17,980	14,740	11,510	8,290	6,670	5,050	3,440	1,820	100,100	
419,000	422,000	18,220	14,990	11,750	8,530	6,790	5,180	3,560	1,940	101,800	
422,000	425,000	18,470	15,230	12,000	8,770	6,910	5,300	3,690	2,060	103,400	
425,000	428,000	18,710	15,480	12,240	9,020	7,030	5,420	3,810	2,180	105,200	
428,000	431,000	18,960	15,720	12,490	9,260	7,160	5,540	3,930	2,310	106,900	
431,000	434,000	19,210	15,970	12,730	9,510	7,280	5,670	4,050	2,430	108,500	
434,000	437,000	19,450	16,210	12,980	9,750	7,400	5,790	4,180	2,550	110,300	
437,000	440,000	19,700	16,460	13,220	10,000	7,520	5,910	4,300	2,680	112,000	

「扶養控除等申告書」を提出している人について使用

「扶養控除等申告書」を提出しない人について使用

# 令和5年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表

①控除対象扶養親族の数に応じた控除額			
人 数	控 除 額	人 数	控 除 額
1 人	380,000 円	5 人	1,900,000 円
2 人	760,000	6 人	2,280,000
3 人	1,140,000	7 人	2,660,000
4 人	1,520,000	8 人以上	7人を超える1人につき 380,000円を2,660,000円 に加えた金額
② 障害者等 がいる場合 の控除額 の加算額	㊦同居特別障害者に当たる人がいる場合	1人につき	750,000 円
	㊧同居特別障害者以外の特別障害者に当たる（人がいる）場合	1人につき	400,000 円
	㊨一般の障害者、寡婦又は勤労学生に当たる（人がいる）場合	左の一に該当するとき 各	270,000 円
	㊩所得者本人がひとり親に当たる場合		350,000 円
	㊪同居老親等に当たる人がいる場合	1人につき	200,000 円
	㊫特定扶養親族に当たる人がいる場合	1人につき	250,000 円
	㊬同居老親等以外の老人扶養親族に当たる人がいる場合	1人につき	100,000 円

※控除額の合計額は、「①」欄及び「②」欄により求めた金額の合計額となります。

※上記の表には、基礎控除額及び配偶者控除額又は配偶者特別控除額は含まれていません。

(注) 1 「同居特別障害者」とは、特別障害者に当たる同一生計配偶者又は扶養親族で、所得者又はその配偶者若しくは所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。

2 「寡婦」とは、「ひとり親」に該当しない寡婦で、扶養親族を有し（死別の場合は不要）、合計所得金額が500万円以下で、かつ、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人（住民票の続柄に「夫（未届）」の記載がある人等）がいない人をいいます。

3 「ひとり親」とは、現に婚姻をしていない者等で、生計を一にする一定の子を有し、合計所得金額が500万円以下で、かつ、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人（住民票の続柄に「夫（未届）」又は「妻（未届）」の記載がある人等）がいない人をいいます。

4 「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属（父母、祖父母など）で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。

5 「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち年齢19歳以上23歳未満の人をいいます。

6 障害者控除は、所得者本人が障害者に当たる場合のほか、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者に当たる場合にも適用があります。

# 「控除額の合計額の早見表」による控除額の求め方の例示

設例を「控除額の合計額の早見表」に当てはめると、控除額は次のようになります。

- |                                |                      |
|--------------------------------|----------------------|
| 本 …… 所得者本人                     | 老扶 …… 同居老親等以外の老人扶養親族 |
| 配 …… 配偶者（人数に含まない）              | 障 …… 障害者             |
| 扶 …… 一般の控除対象扶養親族               | 特障 …… 特別障害者          |
| 特扶 …… 特定扶養親族                   | 同居特障 …… 同居特別障害者      |
| 年少 …… 年少扶養親族（年齢16歳未満の人）（控除対象外） | 寡 …… 寡婦              |
| 同居老親 …… 老人扶養親族のうち同居老親等         | ひとり …… ひとり親          |

区 分	設 例	早見表の当てはめる欄		求める控除額の合計額
		「①控除対象扶養親族の数に応じた控除額」欄	「②障害者等がある場合の控除額の加算額」欄	
1 配偶者も扶養親族もない人	本	なし		0円
2 所得者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生でなく、控除対象扶養親族がいる人	本 ├── 配 └── 扶	1 人	—	380,000円
	本 ├── 配 ├── 扶 (同居老親) └── 扶 (特扶)	2 人	⊕ ⊖	760,000円 + 同居老親 1人の差額 200,000円 + 特扶 1人の差額 250,000円 ────────── 1,210,000円
	本 ├── 配 ├── 扶 (同居老親) └── 扶 (同居特障)	2 人	① ⊕	760,000円 + 同居特障 750,000円 + 同居老親 1人の差額 200,000円 ────────── 1,710,000円
3 所得者が障害者である場合	本 障	なし	⊖	0円 + 障 270,000円 ────────── 270,000円
	障 ├── 配 ├── 扶 (老扶) ├── 扶 (特扶) └── 年少 (特障)	2 人	⊕ ⊖ ⊖ ⊕	760,000円 + 特障 400,000円 + 障 270,000円 + 特扶 1人の差額 250,000円 + 老扶 1人の差額 100,000円 ────────── 1,780,000円
4 所得者が寡婦又はひとり親である場合	本 寡 扶	1 人	⊖	380,000円 + 寡 270,000円 ────────── 650,000円
	本 ひとり 年少	なし	⊖	0円 + ひとり 350,000円 ────────── 350,000円

控除額

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 551,000	円 未満	円 0	円 1,772,000	円 1,776,000	円 1,163,200	円 1,972,000	円 1,976,000	円 1,300,400
			1,776,000	1,780,000	1,165,600	1,976,000	1,980,000	1,303,200
			1,780,000	1,784,000	1,168,000	1,980,000	1,984,000	1,306,000
			1,784,000	1,788,000	1,170,400	1,984,000	1,988,000	1,308,800
			1,788,000	1,792,000	1,172,800	1,988,000	1,992,000	1,311,600
551,000	1,619,000	給与等の金額から550,000円を控除した金額	1,792,000	1,796,000	1,175,200	1,992,000	1,996,000	1,314,400
			1,796,000	1,800,000	1,177,600	1,996,000	2,000,000	1,317,200
			1,800,000	1,804,000	1,180,000	2,000,000	2,004,000	1,320,000
			1,804,000	1,808,000	1,182,800	2,004,000	2,008,000	1,322,800
			1,808,000	1,812,000	1,185,600	2,008,000	2,012,000	1,325,600
1,619,000	1,620,000	1,069,000	1,812,000	1,816,000	1,188,400	2,012,000	2,016,000	1,328,400
1,620,000	1,622,000	1,070,000	1,816,000	1,820,000	1,191,200	2,016,000	2,020,000	1,331,200
1,622,000	1,624,000	1,072,000	1,820,000	1,824,000	1,194,000	2,020,000	2,024,000	1,334,000
1,624,000	1,628,000	1,074,000	1,824,000	1,828,000	1,196,800	2,024,000	2,028,000	1,336,800
1,628,000	1,632,000	1,076,800	1,828,000	1,832,000	1,199,600	2,028,000	2,032,000	1,339,600
1,632,000	1,636,000	1,079,200	1,832,000	1,836,000	1,202,400	2,032,000	2,036,000	1,342,400
1,636,000	1,640,000	1,081,600	1,836,000	1,840,000	1,205,200	2,036,000	2,040,000	1,345,200
1,640,000	1,644,000	1,084,000	1,840,000	1,844,000	1,208,000	2,040,000	2,044,000	1,348,000
1,644,000	1,648,000	1,086,400	1,844,000	1,848,000	1,210,800	2,044,000	2,048,000	1,350,800
1,648,000	1,652,000	1,088,800	1,848,000	1,852,000	1,213,600	2,048,000	2,052,000	1,353,600
1,652,000	1,656,000	1,091,200	1,852,000	1,856,000	1,216,400	2,052,000	2,056,000	1,356,400
1,656,000	1,660,000	1,093,600	1,856,000	1,860,000	1,219,200	2,056,000	2,060,000	1,359,200
1,660,000	1,664,000	1,096,000	1,860,000	1,864,000	1,222,000	2,060,000	2,064,000	1,362,000
1,664,000	1,668,000	1,098,400	1,864,000	1,868,000	1,224,800	2,064,000	2,068,000	1,364,800
1,668,000	1,672,000	1,100,800	1,868,000	1,872,000	1,227,600	2,068,000	2,072,000	1,367,600
1,672,000	1,676,000	1,103,200	1,872,000	1,876,000	1,230,400	2,072,000	2,076,000	1,370,400
1,676,000	1,680,000	1,105,600	1,876,000	1,880,000	1,233,200	2,076,000	2,080,000	1,373,200
1,680,000	1,684,000	1,108,000	1,880,000	1,884,000	1,236,000	2,080,000	2,084,000	1,376,000
1,684,000	1,688,000	1,110,400	1,884,000	1,888,000	1,238,800	2,084,000	2,088,000	1,378,800
1,688,000	1,692,000	1,112,800	1,888,000	1,892,000	1,241,600	2,088,000	2,092,000	1,381,600
1,692,000	1,696,000	1,115,200	1,892,000	1,896,000	1,244,400	2,092,000	2,096,000	1,384,400
1,696,000	1,700,000	1,117,600	1,896,000	1,900,000	1,247,200	2,096,000	2,100,000	1,387,200
1,700,000	1,704,000	1,120,000	1,900,000	1,904,000	1,250,000	2,100,000	2,104,000	1,390,000
1,704,000	1,708,000	1,122,400	1,904,000	1,908,000	1,252,800	2,104,000	2,108,000	1,392,800
1,708,000	1,712,000	1,124,800	1,908,000	1,912,000	1,255,600	2,108,000	2,112,000	1,395,600
1,712,000	1,716,000	1,127,200	1,912,000	1,916,000	1,258,400	2,112,000	2,116,000	1,398,400
1,716,000	1,720,000	1,129,600	1,916,000	1,920,000	1,261,200	2,116,000	2,120,000	1,401,200
1,720,000	1,724,000	1,132,000	1,920,000	1,924,000	1,264,000	2,120,000	2,124,000	1,404,000
1,724,000	1,728,000	1,134,400	1,924,000	1,928,000	1,266,800	2,124,000	2,128,000	1,406,800
1,728,000	1,732,000	1,136,800	1,928,000	1,932,000	1,269,600	2,128,000	2,132,000	1,409,600
1,732,000	1,736,000	1,139,200	1,932,000	1,936,000	1,272,400	2,132,000	2,136,000	1,412,400
1,736,000	1,740,000	1,141,600	1,936,000	1,940,000	1,275,200	2,136,000	2,140,000	1,415,200
1,740,000	1,744,000	1,144,000	1,940,000	1,944,000	1,278,000	2,140,000	2,144,000	1,418,000
1,744,000	1,748,000	1,146,400	1,944,000	1,948,000	1,280,800	2,144,000	2,148,000	1,420,800
1,748,000	1,752,000	1,148,800	1,948,000	1,952,000	1,283,600	2,148,000	2,152,000	1,423,600
1,752,000	1,756,000	1,151,200	1,952,000	1,956,000	1,286,400	2,152,000	2,156,000	1,426,400
1,756,000	1,760,000	1,153,600	1,956,000	1,960,000	1,289,200	2,156,000	2,160,000	1,429,200
1,760,000	1,764,000	1,156,000	1,960,000	1,964,000	1,292,000	2,160,000	2,164,000	1,432,000
1,764,000	1,768,000	1,158,400	1,964,000	1,968,000	1,294,800	2,164,000	2,168,000	1,434,800
1,768,000	1,772,000	1,160,800	1,968,000	1,972,000	1,297,600	2,168,000	2,172,000	1,437,600

給与所得金額の算出表

# 第1

## 源泉所得税の改正のあらまし

◎ 令和5年度の税制改正により、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われました。

(注) 令和5年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

1 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、次の措置が講じられました。

(2)の改正は、令和6年1月1日から適用されます。

(1) 非課税累積投資契約に係る非課税措置（つみたてNISA）の勘定設定期間が令和5年12月31日までとされました。

(2) NISA制度について、次のとおり抜本的拡充が行われました。

- ① 非課税保有期間が無期限とされるとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、恒久的な措置とされました。
- ② 一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠（「つみたて投資枠」といいます。）については、年間投資上限額が120万円に拡充されました。
- ③ 上場株式への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設けるとともに、「つみたて投資枠」との併用を認めることとされました。
- ④ 非課税保有限度額が新たに1,800万円に設定され、「成長投資枠」については、その内数として1,200万円とされました。

### 【令和6年以降】

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間の投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間	制限なし（無期限化）		同左
非課税保有限度額 （総枠）	1,800万円 ※薄価残高方式で管理（枠の再利用が可能）		
			1,200万円（内数）
口座開設可能期間	制限なし（恒久化）		同左
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の公募等株式投資信託 （商品性について内閣総理大臣が 告示で定める要件を満たしたものに限り）		上場株式・公募株式投資信託等 ※安定的な資産形成につながる投資商品に絞り込む観点 から、高レバレッジ投資信託などを対象から除外
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、 新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用		

(財務省資料より)



**2 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）について、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に設けられる継続管理勘定がある場合には、原則として当該非課税管理勘定に係る上場株式等は当該継続管理勘定に移管されることとされました。**

この場合において、同日に当該上場株式等を当該継続管理勘定に移管しないときは、当該継続管理勘定を設けた未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その旨その他の事項を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供を含みます。）をしなければならないこととされました。

**3 特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（ストックオプション税制）について、適用対象となる新株予約権に係る契約の要件のうち当該新株予約権の行使はその付与決議の日後10年を経過する日までの間に行うこととの要件を、一定の株式会社が付与する新株予約権については、当該新株予約権の行使はその付与決議の日後15年を経過する日までの間に行うこととされました。**

この改正は、令和5年4月1日以後に行われる付与決議に基づき締結される契約により与えられる一定の新株予約権について適用されます。

(注) 上記の「一定の株式会社」とは、設立の日以後の期間が5年未満の株式会社で、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社であることその他の要件を満たすものをいいます。

**4 給与所得者の特定支出控除の特例について、次の措置が講じられました。**

この改正は、令和5年分以後の所得税について適用されます。

その支出が、本特例の対象となる研修費又は資格取得費に該当するものである場合において、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練に係るものであるときは、現行の給与等の支払者によるその支出が特定支出に該当する旨の証明の書類の確定申告書等への添付に代えて、キャリアコンサルタントによるその支出が特定支出に該当する旨の証明の書類の確定申告書等への添付ができることとされました。

**5 給与所得者の扶養控除等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとされました。**

この改正は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する給与所得者の扶養控除等申告書について適用されます。

(注) 従たる給与についての扶養控除等申告書についても、同様の改正が行われました。

**6 給与所得者の保険料控除申告書について、次に掲げる事項の記載を要しないこととされました。**

この改正は、令和6年10月1日以後に提出する給与所得者の保険料控除申告書について適用されます。

- (1) 申告者が生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合のこれらの者の申告者との続柄
- (2) 生命保険料控除の対象となる支払保険料等に係る保険金等の受取人の申告者との続柄

**7 給与等の支払をする者が、その支払を受ける者に対し、給与所得の源泉徴収票又は給与支払明細書の交付に代えてその源泉徴収票又は給与支払明細書に記載すべき事項を電磁的方法により提供するための要件であるその支払を受ける者の承諾手続に、その支払を受ける者に対し期限を定めてその承諾を求め、その支払を受ける者がその期限までにこれを拒否する旨の回答をしない場合には、その支払をする者はその承諾を得たものとみなす方法が加えられました。**

この改正は、令和5年4月1日以後に行う通知について適用されます。

**8 源泉徴収票の提出方法について、次の見直しが行われました。**

この改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき給与所得及び公的年金等の源泉徴収票について適用されます。

- (1) 給与等の支払をする者が、市区町村の長に給与支払報告書を提出した場合には、その報告書に記載された給与等について税務署長に給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなされます。
- (2) 上記(1)の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収票の税務署長への提出を要しないこととされる給与等の範囲を、給与支払報告書の市区町村の長への提出を要しないこととされる給与等の範囲と同様に、年の中途において退職した居住者に対するその年中の給与等の支払金額が30万円以下である場合のその給与等とされました。
- (3) 公的年金等の源泉徴収票の提出方法についても同様の措置が講じられました。

令和4年度以前の税制改正により、令和5年1月1日以後適用される主なもの

1 非居住者である扶養親族に係る扶養控除の適用について、次の措置が講じられました。  
この改正は、令和5年分以後の所得税について適用されます。

(1) 扶養控除の対象となる扶養親族の範囲から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって次に掲げる者のいずれにも該当しないものが除外されました。

- ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- ② 障害者
- ③ その適用を受ける居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

(2) 給与等及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算において、年齢30歳以上70歳未満の非居住者である扶養親族が上記(1)①に掲げる者に該当するものとして扶養控除に相当する控除の適用を受ける居住者は、その非居住者である扶養親族が上記(1)①に掲げる者に該当する旨を証する書類<sup>(注)</sup>及び親族関係書類を提出等しなければならないこととされたほか、扶養控除等申告書等の記載事項について所要の整備が行われました。

(注) 「上記(1)①に掲げる者に該当する旨を証する書類」とは、外国政府又は外国の地方公共団体が発行したその非居住者である扶養親族に係る外国における査証に類する書類の写し又は外国における在留カードに相当する書類の写しであって、その非居住者である扶養親族が留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証するものをいいます（以下「留学ビザ等相当書類」といいます。）。

(3) 給与等の年末調整において、年齢30歳以上70歳未満の非居住者である扶養親族が上記(1)ハに掲げる者に該当するものとして扶養控除に相当する控除の適用を受けようとする居住者は、その非居住者である扶養親族が上記(1)③に掲げる者に該当することを明らかにする書類<sup>(注)</sup>を提出等しなければならないこととされました。

(注) 「上記(1)③に掲げる者に該当することを明らかにする書類」とは、現行の送金関係書類であって、その居住者から非居住者である扶養親族である各人へのその年における生活費又は教育費に充てるための支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。

2 一定の内国法人が支払を受ける配当等で次に掲げるものについては、所得税を課さないこととされ、その配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととされました。  
この改正は、令和5年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用されます。

- (1) 完全子法人株式等に該当する株式等（当該内国法人が自己の名義をもって有するものに限る。下記(2)において同じです。）に係る配当等
- (2) 当該内国法人が保有する他の内国法人の株式等の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等

### 3 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、次の措置を講ずることとされました。

(1)の改正は、令和5年10月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等について、(2)の改正は、令和5年10月1日以後に支払うべき上場株式等の配当等について適用されます。

- (1) 内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等で、その配当等の支払に係る基準日においてその支払を受ける居住者等とその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等を合算してその発行済株式等の総数等に占める割合（下記②において「株式等保有割合」という。）が100分の3以上となるときにおけるその居住者等が支払を受けるものは、総合課税の対象とされました。
- (2) 上場株式等の配当等の支払をする内国法人は、その配当等の支払に係る基準日においてその株式等保有割合が100分の1以上となるその支払を受ける居住者等の氏名、個人番号その他の事項を記載した報告書を、その支払の確定した日から1月以内に、その内国法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされました。

### 4 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に係る確定申告手続等について、次の措置を講ずることとされました。

この改正は、居住年が令和5年以後である者が、令和6年1月1日以後に行う確定申告及び年末調整について適用されます。

- (1) 令和5年1月1日以後に居住の用に供する家屋について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けようとする個人は、住宅借入金等に係る一定の債権者に対して、その個人の氏名及び住所、個人番号その他の一定の事項（以下「申請事項」という。）を記載した申請書（以下「適用申請書」といいます。）の提出（その適用申請書の提出に代えて行う電磁的方法による当該適用申請書に記載すべき事項の提供を含みます。）をしなければならないこととされました。
- (2) 適用申請書の提出を受けた債権者は、その適用申請書の提出を受けた日の属する年以後10年内の各年の10月31日（その適用申請書の提出を受けた日の属する年にあつては、その翌年1月31日）までに、申請事項及びその適用申請書の提出をした個人のその年の12月31日（その者が死亡した日の属する年にあつては、同日）における住宅借入金等の金額等を記載した調書を作成し、その債権者の本店等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされました。この場合、その債権者は、その適用申請書につき帳簿を備え、その適用申請書の提出をした個人の各人別に、申請事項を記載し、又は記録しなければならないこととされました（一定の経過措置が設けられています。）。
- (3) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除証明書の記載事項に、住宅借入金等の年末残高を加えることとされました。
- (4) 令和5年1月1日以後に居住の用に供する家屋に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けようとする個人は、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書及び新築の工事の請負契約書の写し等については、確定申告書への添付は不要とされました。この場合、税務署長は、確定申告期限等から5年間、その適用に係る新築の工事の請負契約書の写し等の提示又は提出を求めることができることとされ、その求めがあったときは、その適用を受ける個人は、その書類の提示又は提出をしなければならないこととされました。

- (5) 給与等の支払を受ける個人で年末調整の際に、令和5年1月1日以後に居住の用に供する家屋に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けようとするものは、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書については、給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書への添付は不要とされました。

## 第2

# 源泉徴収制度のあらまし

区 分	説 明
源泉徴収	<p>源泉徴収とは、給与や退職手当、公的年金等、利子、配当、報酬・料金など一定の所得を支払う際に、その支払者が、その支払う金額から所定の金額の所得税及び復興特別所得税を天引きする方法によって徴収し、その徴収した所得税及び復興特別所得税を国に納付することをいいます。</p> <p>このようにして徴収された所得税及び復興特別所得税は、源泉分離課税とされる利子所得などを除き、最終的には、その年の年末調整や確定申告によって精算されます。</p> <p>なお、この所得税及び復興特別所得税を徴収して国に納付する義務を負う者を<b>源泉徴収義務者</b>と呼び、その徴収して納付する所得税及び復興特別所得税を<b>源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税</b>又は<b>源泉所得税及び復興特別所得税</b>などと呼んでいます。</p> <p>(注) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生じる所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とされている所得については、所得税を徴収する際に、復興特別所得税を併せて徴収し、徴収した所得税と併せて納付する源泉徴収制度が採用されています。</p>
源泉徴収の対象となる所得	<p>所得税及び復興特別所得税の源泉徴収は、次に掲げる所得について行います。</p> <p>(1) 居住者である個人に支払うもの</p> <p>(注) 「居住者」とは、日本国内に住所を有するか、又は日本国内に現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。</p> <p>イ 給 与 等 俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を有するものです。</p> <p>ロ 退 職 手 当 等 退職手当、退職一時金などです。</p> <p>ハ 公 的 年 金 等 国民年金法や厚生年金保険法等に基づく年金、恩給(一時恩給を除きます)、過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金などです。</p> <p>ニ 利 子 等 預貯金の利子、公債や社債の利子、合同運用信託又は公社債投資信託や公募公社債等運用投資信託の収益の分配などです。</p> <p>ホ 配 当 等 株主や出資者が会社などから受ける剰余金の配当(法人課税信託の受益権、公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権を含みます。)、利益の配当(資産の流動化に関する法律に規定する中間配当を含み、分割型分割によるもの及び株式分配を除きます。)や剰余金の分配、金銭の分配、相互保険会社の基金利息、投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。)及び特定受益証券発行信託の収益の分配です。</p> <p>なお、会社の合併(法人課税信託に係る信託の併合を含み、適格合併を除</p>

区	分	説	明
源泉徴収の対象となる所得		<p>きます。)や分割型分割(適格分割型分割を除きます。),資本の払戻し(分割型分割を除きます。),解散,自己の株式又は出資の取得などが行われた場合や,出資の消却(取得した出資について行うものを除きます。),退社若しくは脱退による持分の払戻しが行われた場合などには,剰余金の配当,利益の配当又は剰余金の分配があったものとみなされる場合があります。</p> <p>ヘ 報酬・料金など その内容は,本書の付録4(211ページ以下)に説明してあります。</p> <p>ト 生命保険契約等及び損害保険契約等に基づく年金</p> <p>チ 定期積金の給付補填金等 定期積金等の給付補填金,抵当証券の利息,貴金属の売戻し条件付売買の利益,一時払養老保険の差益などです。</p> <p>リ 匿名組合契約等に基づく利益の分配</p> <p>ヌ 源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡による所得等</p> <p>ル 懸賞金付預貯金等の懸賞金等</p> <p>ロ 割引債の償還差益や割引債の償還金に係る差益金額</p> <p>(2) 内国法人に支払うもの</p> <p>イ 利 子 等</p> <p>ロ 配 当 等</p> <p>ハ 定期積金の給付補填金等</p> <p>ニ 匿名組合契約等に基づく利益の分配</p> <p>ホ 馬主が受ける競馬の賞金</p> <p>ヘ 懸賞金付預貯金等の懸賞金等</p> <p>ト 割引債の償還差益や割引債の償還金に係る差益金額</p> <p>(3) 非居住者又は外国法人に支払うもの その内容は,本書の付録5(228ページ以下)に説明してあります。</p> <p>(注)「非居住者」とは,居住者以外の個人をいいます。</p>	
源泉徴収税額の計算		<p>源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額は,所得の支払者が計算することになっています。</p> <p>この計算方法は,「源泉徴収の対象となる所得」に掲げた所得の種類ごとに定められていますが,給与所得など主要なもののあらましは,次のとおりです。</p> <p>(1) 給与所得及び退職所得 給与所得については所定の税額表を,退職所得については速算表を使用して計算します。この場合,その計算に当たっては,次のような準備が必要です。なお,これらの準備のために必要な書類は,全て税務署から交付を受けられます(国税庁ホームページ【<a href="http://www.nta.go.jp/">http://www.nta.go.jp/</a>】でも提供されています。)</p> <p>イ 税額表を用意すること 税額表の種類は,第3(82ページ)に説明してあります。</p> <p>ロ 申告書の提出を受けること 給与所得や退職所得の支払を受ける人から,税額計算のために必要な申告書の提出を受け,その内容を検討し,税額表の適用区分や扶養親族等の数又は金額などを確認します。提出を受ける申告書の種類や提出を受ける期限などは,本書の付録3(207ページ以下)に掲げてあります。</p>	

区 分	説 明
源泉徴収税額の計算	<p><b>ハ 源泉徴収簿を用意すること</b>  給与を支給した事績や所得税及び復興特別所得税を徴収した事績、その徴収した所得税及び復興特別所得税の計算の基礎などは、全て給与の支払を受ける人ごとに記録しておかないと、年末調整の手続ができないこととなります。このため、毎年最初（年の中途で就職した人については、就職後最初）に給与を支払う時まで、このような記録をするための帳簿として各人ごとに源泉徴収簿を作成します。</p> <p><b>(2) 公的年金等</b>  「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出の有無や公的年金等の区分に応じて、支給金額から一定金額を控除した残額に5.105%又は10.21%の税率を適用して計算します。付録11（256ページ以下）を参照してください。</p> <p><b>(3) 利子所得及び配当所得</b>  利子所得又は次のイ及びロに掲げる配当所得については、支払金額に15.315%（居住者については、このほかに地方税5%）の税率を適用して計算します。付録6（234ページ以下）及び付録10（248ページ以下）を参照してください。</p> <p>イ 私募公社債等運用投資信託の収益の分配  ロ 特定目的信託の社債的受益権の収益の分配  その他の配当所得については20.42%（上場株式等、公募証券投資信託の収益の分配及び特定投資法人の投資口の配当等については15.315%（居住者については、このほかに地方税5%））の税率を適用して計算します。</p> <p><b>(4) 定期積金の給付補填金等</b>  支払金額に15.315%（居住者については、このほかに地方税5%）の税率を適用して計算します。</p> <p><b>(5) 報酬・料金など</b>  付録4（211ページ以下）に説明したところにより計算します。</p>
源泉徴収税額の徴収と納付	<p>計算した税額は、それぞれ、その所得を支払う際に徴収し、その月中に徴収した総額は、翌月の10日までに国に納付します。ただし、この期限については、次のような特例があります。</p> <p><b>(1) 源泉徴収時期の特例</b>  イ 法人の法人税法第2条第15号に規定する役員に対する賞与などや配当（一定の投資信託又は特定受益証券発行信託の収益の分配を除きます。）については、それを支払うことになった日から1年を経過してもなお未払であるときは、その1年を経過した日に支払があったものとみなして所得税及び復興特別所得税を徴収し、その徴収した月の翌月10日までに国に納付します（所法181②、183②）。</p> <p>ロ 発行時源泉徴収の対象とされる割引債の償還差益（223ページ）は、その割引債の発行の際に所得税及び復興特別所得税を徴収し、その徴収した月の翌月10日までに国に納付します（措法41の12③）。</p> <p><b>(2) 納期の特例</b>  常時10人未満の人に給与を支払っている事務所、事業所などで税務署長の承認を受けた者は、その事務所、事業所などで支払った給与や退職手当及び弁護士、税理士、公認会計士などの一定の報酬・料金について源泉徴収した税額を毎年1月から6月まで及び7月から12月までの6か月分ずつをまとめて、それぞれその年の7月10日及び翌年の1月20日まで</p>



区 分	説 明
源泉徴収税額の徴収と納付	<p>に納付することができます（所法216）。</p> <p>なお、この納期の特例の適用を受けるためには、給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長に「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出する必要があります（所法217①）。</p> <p>(注) この申請書を提出した日の属する月の翌月末日までに承認又は却下の処分がなかったときは、その翌月末日において承認があったものとみなされますので、申請月の翌々月以降に納付すべきものからこの特例が適用されます（所法216、217⑤）。</p> <p>(3) 翌月10日又は翌年1月20日が日曜日、祝日などの休日又は土曜日である場合の納期限 源泉徴収した税額の納期限である各月の10日又は(2)の納期の特例の適用を受ける場合の1月20日が、日曜日、祝日などの休日に当たる場合や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日がそれぞれ納期限となります（通法10②、通令2②）。</p> <p>(4) 災害等の場合の納期限の特例 災害その他やむを得ない理由により、源泉徴収した税額をその納期限までに納付することができないことになった場合は、その理由がやんだ日から2か月以内の期間内で納期限の延長が行われます（通法11）。</p> <p>この延長は、災害による被害が広い地域に及ぶ場合や国税庁が運用するシステムに障害があった場合には、地域及び期日又は対象者の範囲及び期日を指定した国税庁長官の告示により行われますが、それ以外の場合には、税務署長に対する個別の申請により行われます（「災害による申告、納付等の期限延長申告書」を提出します。新型コロナウイルスによる場合も同様です。）。</p>
源泉徴収税額の納付方法	<p>徴収した税額は、「所得税徴収高計算書（納付書）」（この用紙は、税務署から交付を受けられます。）に所定の事項を記載し、これに納付金額を添えて所轄の税務署又は日本銀行の本店、支店、代理店、歳入代理店（ほとんどの金融機関の店舗が日本銀行代理店又は歳入代理店となっています。）若しくはゆうちょ銀行の代理店となっている郵便局で納付します。</p> <p>※ インターネットを利用して納付することもできます。詳しくは国税電子申告・納税システム(e-Tax)ホームページ【<a href="https://www.e-tax.nta.go.jp/">https://www.e-tax.nta.go.jp/</a>】をご覧ください。</p>
源泉徴収税額を納付しなかった場合	<p>源泉徴収義務は、その所得を支払うことによって自動的に生じますから、法定の納期限までにその税額を国に納付しない場合には、国（具体的には、納税地の所轄税務署長）は、その税額をその所得の支払者から徴収します（所法221）。</p> <p>また、法定の納期限までに納付しなかった場合には、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないことがあります。</p>
給与や公的年金等の支払者が行わなければならないこと	<p>以上のほか、給与や公的年金等の支払者が所得税及び復興特別所得税の源泉徴収に関して行わなければならないことをまとめてみますと、次のようになります。</p> <p>(1) 給与支払事務所等の開設等の届出 新たに給与を支払うこととなった場合や支店を開設するなど給与の支払事務を取り扱う事務所、事業所などを設けた場合又はこれらの事務所などを移転したり廃止した場合には、これらの事実があった日から1か月以内に、使用人の職種別人員などを記載した届出書を、その事務所な</p>